

セブテムメンバーズの皆様へ！

ちょっと役立つお金の情報をお届けします♪



リリーフ通信



『国民年金の学生納付特例』について

満20歳になると日本年金機構から「国民年金保険加入の案内」が届き、国民年金保険料を納める義務が生じます。

中には専門学校や大学等高等教育を受けていて、仕事に就いていないという方も大勢いらっしゃいます。

学生には在学期間中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられているのはご存じですか？ この特例は申請しなければ受けることが出来ませんので、知らないまま納付せずでは、単なる「未納＝カラ期間」となってしまうため注意が必要です。

お金の教室でこの制度についてお話をすると、利用された親御さんから『学生納付特例申請はしたものの、国民年金保険料は納めなくてもよいと思っていたのでそのまま納めていません。どうしたらよいのでしょうか？』

と終了後に相談を頂くことが多くなっています。この制度はあくまでも申請すれば「学生の間は保険料を納めることをお休みしてもいい」ですが、「ずっと納めなくてもよい」という制度ではありません。

中には大学生であってもその都度毎月納めている方もいらっしゃいます。もしも納付特例を受けた方だけそのまま納めずに、老後年金受給額が同額であったらどうでしょう？

納めた方は当然納得いきませんね。

あくまでも納付を「猶予」してくれる制度であって、免除してくれる制度ではありません。

学生特例申請した方は、10年以内であれば追納が可能ですが、追納には一定の加算額がプラスされますので注意が必要です。

これからお子様が20歳を迎える方で大学(専門学校)進学予定の方は特にご注意くださいね。

詳細はリリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフは“いつまでも輝く人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリーフ お金の教室事業部 担当：小栗裕子

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182

mail : simada4f@po.mirai.ne.jp



【相談依頼書】 F A X : 052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】